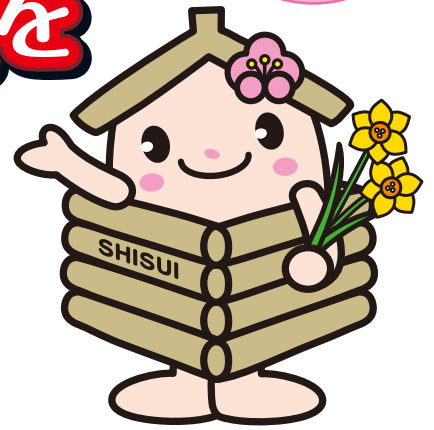


年齢・性別を問わず、幅広い方々が活躍しています！

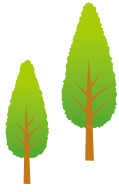
# 酒々井町では 統計調査員を 募集しています

詳しくは  
中面をご覧  
下さい。



酒々井町 企画財政課 広報広聴班

〒285-8510 千葉県印旛郡酒々井町中央台4丁目11番地  
電話 043-496-1171 FAX 043-496-4541  
メール kouhou@town.shisui.chiba.jp



# あなたも登録しませんか! 「登録調査員」を募集しています



町では、国が実施する統計調査に従事する統計調査員（登録調査員）を随時募集しています。

## 「統計」とは？

「統計」は私たちにとって、とても身近なものなのです。

例えば、皆さんは「完全失業率」という数値を聞いたことがありますか。これらは国で実施している「労働力調査」という調査から得られた「統計」です。このほか、5年に1回行われる「国勢調査」をはじめ、毎年さまざまな統計調査が実施されています。

「統計」は私たちの社会を数値にして表すことで、社会をより良くするための指針となります。

## 統計調査員はどんな仕事をするの？

### 【統計調査員の役割と重要性】

統計調査員は「調査をする側の代表者」として、調査への理解と協力を得るために誠意ある活動をしていただくことが大切です。

統計調査員が回収した調査票は「統計」としてまとめられ、世の中に公表されます。そして、国や地方公共団体、企業や研究機関など、様々なところで施策の立案や研究を行うために活用されます。

つまり統計調査員一人ひとりの取り組みは、私たち社会の方向性を左右するとともに、統計調査への信頼性・正確性にも大きな影響を与えます。そのため、その役割は重要であると共に大いに期待されています。

### 【統計調査員の仕事】

統計調査員の主な仕事は、説明会・研修会への出席、事業所・世帯への統計調査の説明、調査票の回収・点検・整理などです。

1回の調査で行う仕事の流れ・内容は、大まかに以下の通りです。（統計調査ごとに調査の流れ・内容は異なることがあります。）

#### 流れと内容

#### 県・町が行う統計調査員の説明会に出席

- ・調査員証や調査に必要な用品・地図を受け取る。
- ・調査の内容・方法について説明を聞く。

#### 調査の準備

- ・調査用品の数量などを確認する。
- ・説明会で受けた説明を復習する。
- ・受け持つ調査地域を実際に確認する。

#### 調査対象を訪問

- ・調査の目的などを説明し、調査への協力を依頼する。

#### 調査票の記入を依頼

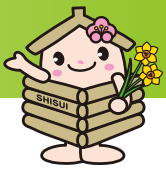
- ・調査票の記入を依頼する。
- ・記入方法や注意事項を説明する。
- ・回収日時や方法を確認する。

#### 調査票の回収・点検

- ・（直接回収する場合）世帯を訪問し調査票を回収する。
- ・回収した調査票の内容を確認する。

#### 県・町へ調査票を提出

- ・決められた期日までに調査書類を提出する。



## 【調査対象に関する秘密の保護】

統計調査員には秘密を守る義務があり、その秘密を漏らすことは罰則の対象になります。統計調査の項目には、他人に知られたいくない事項もあります。調査対象者から正しい内容を安心して回答してもらうために、統計調査員には「秘密の保護」が義務付けられています（統計法第41条）。これは統計調査員を辞めた後でも適用されるもので、秘密を漏らした場合などには、罰則が適用されます（統計法第57条第1項第2号、第59条）。

## 「統計調査員」の身分はどのようなの？

### 【統計調査員の身分】

統計調査員の身分は、国または千葉県の非常勤の公務員です。統計調査員は、調査のたびに総務大臣等や千葉県知事から任命されます。（※酒々井町の非常勤の公務員ではありません。）

### 【一般の公務員との身分上の違い】

一般の公務員は法律で商店などの営利企業を経営したりすることは制限されていますが、統計調査員にはこのような制限はありません。商店等を経営している人や勤めている人でも統計調査員になることができます。しかし、統計調査員として調査をしている時に、セールス活動などを行うことは絶対にしてはいけません。

## 「統計調査員」の待遇はどのようなの？

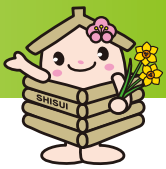
### 【統計調査員の報酬】

統計調査員の報酬は、統計調査ごと、都道府県・市区町村ごとに異なります。統計調査員には、調査活動に従事した対価として報酬が支払われます。統計調査の種類や調査票の回収状況などを考慮して、国または千葉県が法令などで定めた額が調査完了後に支払われます。また、報酬は所得税の課税対象となります。

### 【統計調査員に対する災害の補償】

統計調査員の災害補償は、公務災害が適用されます。（調査活動中の事故などに限ります。）統計調査員が調査活動中に万一事故に遭ってケガをしたり、病気にかかった場合などには補償がされます。ただし、調査活動中であっても、自動車による災害や、調査活動以外の事情（調査のついでに買い物に行ったなど）によっては、公務災害補償の適用にならないことがあります。（※健康保険や年金、失業保険は、統計調査員となることによって、新たに制度に加入するということはありません。）





# 登録調査員の登録方法

## 1 統計調査員の登録ができる人

- ① 原則として、酒々井町に在住の満20歳以上の方
- ② 心身ともに健全な方  
※調査活動は調査地域の確認や世帯の訪問などの屋外活動が中心になります。
- ③ 職務上知り得た情報の保護に責任を持てる方
- ④ 税務・警察事務に従事していない方、興信所等に勤務でない方、選挙運動に直接関わっていない方
- ⑤ 暴力団員その他反社会勢力に該当しない方

## 2 統計調査員登録申請書の提出

統計調査員の登録を希望するときは、企画財政課に統計調査員登録申請書を提出し、統計調査員制度等に関する説明を受けてください。

※申込書はホームページでダウンロードできるほか、企画財政課で配布しています。

HP：<https://www.town.shisui.chiba.jp/docs/2014122200017/>

※持参いただく物 → 本人証明書類（運転免許証、保険証など）、印鑑

## 3 登録調査員の登録にあたっての注意点

- ① 登録調査員になっても、各調査ごとに任命されないと直ぐに調査に従事することはありません。また、統計調査ごとに調査員数は定められているため、必ずしも調査ごとに統計調査員として従事できるわけではありません。予めご了承ください。
- ② 統計調査によっては、やむを得ず希望と異なる調査地域をお願いする場合があります。
- ③ 登録調査員の方には必要に応じて研修の案内や統計調査への従事意向の連絡をしますので、**氏名、住所等の変更があったときは必ずご連絡ください。**なお、宛所不明等で郵便が届かず電話連絡も付かないときには、登録を消させていただくことがあります。

